

始



特113

980

大正十一年十一月九日



米國西北部聯絡日本人會

委員長より別紙の通り報告有文候
御送附申上候

敬具



寄贈本

件113
980

大審院に於て審理中ある帰化訴訟に
關する報告書

署表きに一々或は書面を以て或は新聞紙を通じて上報
告せる如く市内要事を生じ帰化^{詳言}を補足する^本の注告に従ひ更に山下、河野兩氏(正
護士ウイツカーラム氏)を以て日本人の帰化は正當あるや
否やを慥かある為めワシントン州廳に向つて日本人土地保
有會社あるものを設立するの申請を為ヤシめ一方には
市民權の行使を確実^實にし他方には帰化權の有無を試



大審院に於て審理中ある帰化訴訟に 關する報告書

墨書きに屡々或は書面を以て或は新聞紙を通じて報告せる如く布哇に於ける小沢孝雄氏帰化訴訟事件は單に小沢氏一個の問題にあらずして其結果如何は一般同胞に関する重大案件あるを以て千九百十七年七月ロスアンゼルス市に開催せる太平洋沿岸日本人會協議會は滿場一致を以て小沢事件を實質的に援助するの決議を爲し尋いで帰化訴訟委員會を常設し更に小沢氏並に其辯護士の兼証を得て該事件を委員會に於て一切引受け之を慶理すること、あり以て今日に至る。

○訴訟の経過

小沢氏帰化訴訟事件は千九百十四年中布哇に於て小沢氏自から提起したるものあり然るに布哇に於ける合衆國地方裁判所は小沢氏の帰化申請を拒絶したる爲め小沢氏は更に之を桑港に於ける第九巡回控訴院に控訴したる慶該控訴院は法律上に疑義ある爲め本事件を裁判する能はずとて之を大審院へ廻附したる兩末該事件は大審院に移りたるも其後種々の事情ありて延期に延期を重ね永く開廷の運び至らず此間殊に小沢事件に對する一の故障とも看做すべき彼のモレナ事件（千九百十八年一月七日大審院判決）あるもの突如として現はれ来て單に小沢事件のみを以て争ふ時は先づ日本人の帰化権の有無を決定する前に小沢氏は帰化法に定めたる申請期間を経過し既に失権したるものあり又理由を以てモレナ事件同様本件を却下せらるゝの危険东キ人（あらやれば新たある事件を以て争ふ時は先づ日本）にあらやれば新たある事件を以て此の危険を豫防し且つ補足するの必要を生じ帰化訴訟委員會は囁托辯護士ウイフカーラム氏の注告に従ひ更に山下・河野両氏（正式に米國に帰化したる人）を以て日本人の帰化は正當あるや否やを慥かある爲めワシントン別廳に向つて日本人土地保有會社あるものを設立するの申請を爲ヤシメ一方には市民権の行使を確実にし他方には帰化権の有無を試

驗して小沢事件と大審院に併行せしもとの手段を採
りたるに豫期の如く州政府は日本人の市民権を認めずと
の理由を以て之を却下したれば右両氏は直ちに大審院に上
告しあり大審院に於ては小沢事件並に山下河野両事
件とも其性質、争点と共に同一を以て右両事件を
同時に審査判に付する事となり。本年十月二日及三日に首
りて原被両造の辯論を終りたれば易々年の懸念がたり
し同胞界一大問題も近く大審院に於て判決せらる、
事とあらず（是義に發表せる千九百二十二年十月五日付在
紹育壇内貞一氏の大審院傍聴報告書参照）

○訴訟の争点と

帰化訴訟の争点は旧帰化法第三十章中千八百七
十五年の改定に係る第二千一百十九條に「米國に帰化
し得べき外國人は自由白人（フリー・ホワイト）並に亞弗利
加土人及亞弗利加人の子孫たるべ」とある條文の解釋
と及び此二千一百十九條は千九百六十年の改正帰化法を
制限するの効力を有する否やに依りて決定すべきものであ
り我々の主張する屬は旧帰化法第二千一百十九條は
千九百六年の改正帰化法に依り自然的に消滅したるもの
のありと解釋すべれども假りに該條文は今猶存在す
るとするも日本人たる我々は法文の所謂フリー・ホワイトに
属しあ然帰化し得べきものあり如何とあればフリー・ホウ
ヘイ・ホウ語は黒人に對する反対語にして換言すれば黒
人以外の奴隸に未だる人といふ意味あり此文字の起源は
千七百九十年の帰化法に始まり當時黑白二人種以外日
本人支那人等の米國に在留したる者悔さればフリー
ホワイトある語中に高架ソラ種又は蒙古種等の後世
人種學者に依り學術的に使用せられたる名稱区別
を適用すべき咎あしされば我々は假りに蒙古人種又
は馬來人種其他如何ある人種ありとするも黒人に非
ある者ありと云ふに在り。

或新聞紙又は帰化訴訟に反對する一派は恰かも我々

が日本人は白人種ありと主張し、あるかく如く誤報するもの
あるも此の如キは事實の真相を故意に曲解するも云
はざるからず我等不肖ありと金も未だ嘗つて日本人は白
哲人種ありふどと観戯に等しき人種學上の問題を争ひ
たる事あり精しくは本會の發表せる千九百十八年八月帰
化問題に就いて普く同胞に檄す」との文を参照せられだし。

○本訴の勝敗と在留

同胞に及ぼす影響如何

日本人は現行法律上末國に帰化し得、
の固く信じて疑はざる處あるとも或は法文の不備不完ある
為め末國大審院が之に向つて如何ある判決を下す、
やは素より豫測する能はず若し幸にして我々又希望
する如く日本人は末國に帰化し得る者ありと判決せら
れんか在留同胞の幸福之に過ぎたるものあらず蓋し
彼の立派はしゃゝ各州各地の排斥法律は恰かも朝霧の日
光は遙かで消散するが如く全く其跡を絶つに至る。けれ
ばあ

若し之に反して大審院は同法を以て末國に帰化し能は
ざるものと判決したとせよか此場合に於て我々同胞の
蒙るべき損害如何之れ何人も其胸裡に浮び来る處の
疑問あらん左れども請ふ直覺する勿れ幸にして我等寺
は本件敗訴に歸するとも現在の状態に寸毫の変化
あくして更に損失する處あるかあ

過去十四年間末國帰化法に附隨せる施行細則は
行政上の手續に依り我々同胞の帰化申請を受理せ
本此故に現在に於て帰化し得る國民と看做されつ
つあり(法律上には決定せざりしも)又我々同胞も後來
より此假定の上に立ちて舊日鬪し奉りたるものもれば
假令大審院に於て日本人は帰化する能はずと決定
したればとて何を以て周章狼敗すべきや又今日以上何の
損する處無キ以上は宜しく我々は依然として旧の如キ大國
民の能度を失はず泰然自若として前途の開拓に奮

十分の抱負、経綸すうと虽も茲
取れば本訴決定後更に發

右候也

協議會

山岡音高

終

